

“意外に知らない・間違った理解が多い”労働時間の法規定の説明会です

# 適正な時間外・休日労働実施のための説明会

会費無料

開催のご案内

主催 名古屋北労働基準監督署 一般社団法人 名北労働基準協会

法定労働時間を超える時間外労働、並びに法定休日労働は本来労働基準法上許されず、適正に36協定を締結し、これを労働基準監督署に届出ることにより、使用者は初めて法違反の罪を免れることができます。

しかしながら、法規定の理解不足、誤解による不備が多く、特に労働者代表の選出等を含む労使協定締結方法の不備、時間外労働の協定時間超過、割増賃金額の算出誤り等が多く見られます。

また、不適切な労働時間管理による賃金不払残業や、さらには恒常的な長時間労働により、心身の健康を損なう労働者も増加している状況です。

そこで、36協定の締結届出、割増賃金の支払い等に関する法規定の内容と留意点についての「適正な時間外・休日労働実施のための説明会」を開催いたします。

労務管理担当者等の皆様には、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

日時	平成26年1月24日（金） 午前10時～12時30分
会場	名古屋栄ビルディング 12階「大会議室」 名古屋市東区武平町5-1
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>●挨拶 名古屋北労働基準監督署長 田中哲夫</li><li>●時間外・休日労働協定の留意点について 名古屋北労働基準監督署 第四方面副主任監督官 久保木 絵津子</li><li>●賃金の支払等に関する留意点について 名古屋北労働基準監督署 第三方面主任監督官 奥村博明</li></ul>

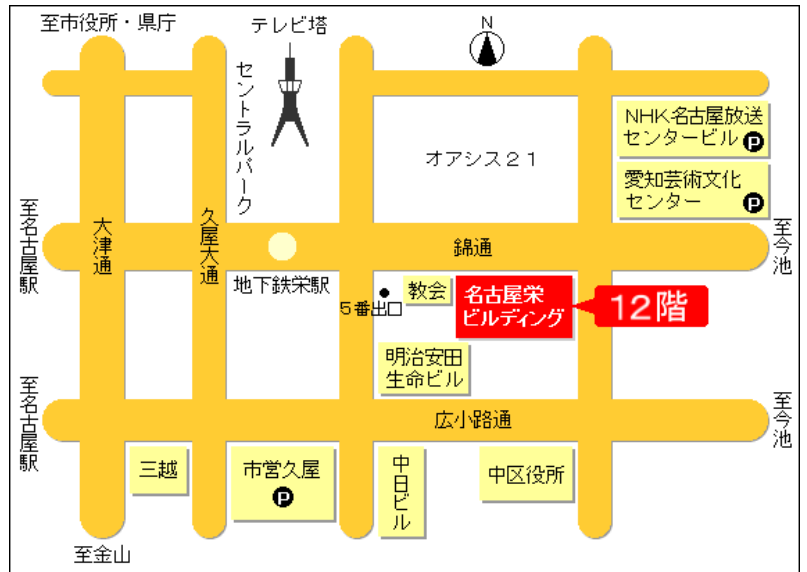
会費 無料 定員 200名（定員になり次第締め切ります）

**申込要領**

申込書・出席票を予め下記へファックスのうえ、当日会場受付にご提出ください。

(一社) 名北労働基準協会 総合受付  
 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1  
 TEL (052) 9 6 1—1 6 6 6  
 FAX (052) 9 6 2—1 6 7 0

**会場略図**



**公共交通機関**

「地下鉄」 東山線または名城線  
 栄駅下車（5番出口）徒歩2分

講習当日の午後1時30分より同じ会場にて、労災保険の給付内容と請求書作成上の留意点と腰痛、精神障害を含む労災認定の業務上外の判断等、各種事案への具体的対応に関する「労災保険実務セミナー」を開催いたします。詳しくは同封のご案内をご覧ください。

**「適正な時間外・休日労働実施のための説明会」 申込書・出席票**

予めファックスのうえ、当日会場受付にご提出ください。急きょご欠席される場合はご連絡願います。

事業場名					会員番号 ※				
事業内容					労働者数	名			
所在地	〒								
TEL					FAX				
ご出席者	参加番号※	職	名	氏	名	通 信 欄			

※会員番号 お送りしました封筒宛名下の番号をご記入下さい。 ※参加番号 ご記入は不要です。